

カーボンニュートラル実現に向けた共創に関する連携協定書

渋川市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、渋川市のカーボンニュートラル（2050年二酸化炭素排出実質ゼロ）実現に向けて脱炭素なまちづくり並びに持続可能な社会構築の推進に関し、以下のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、再生可能エネルギー等の利活用や脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、脱炭素社会・循環型社会の実現及びレジリエンスの強化に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。なお、各号に関する具体的な内容については、別途協議のうえ定める。

- （1） 省エネ推進に向けた取組に関する事
- （2） エネルギーの地産地消の採用や面的利用等の推進に関する事
- （3） 再生可能エネルギー等の利活用及び導入拡大に関する事
- （4） 脱炭素化に向けたエネルギーへの転換（電化等）に関する事
- （5） レジリエンスの強化に関する事
- （6） 市内企業、住民への理解活動に関する事
- （7） その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項に関する事

- 2 前項各号に掲げる事項の具体的な取組については、甲及び乙の合意の上、決定するものとする。
- 3 本協定による取組を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。
- 4 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、本協定による連携を円滑で効果的に進めるため、必要に応じ連絡調整を行うこととする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から5年間とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の60日前までに、甲乙から何らかの申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく事業の実施において知り得た情報については、本協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、甲及び乙の協議の上、双方の合意があれば第三者への開示は可能とする。

2 甲及び乙は、本協定において知り得た情報を、目的外に利用してはならない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項及び必要な事項については、甲及び乙が別途協議し、決定する。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名捺印の上、各自1通を保有する。

令和4年12月19日

甲 渋川市石原80番地  
渋川市

渋川市長

高木 勉



乙 渋川市石原12番地1  
東京電力パワーグリッド株式会社  
渋川支社

渋川支社長

黒田 英嗣

